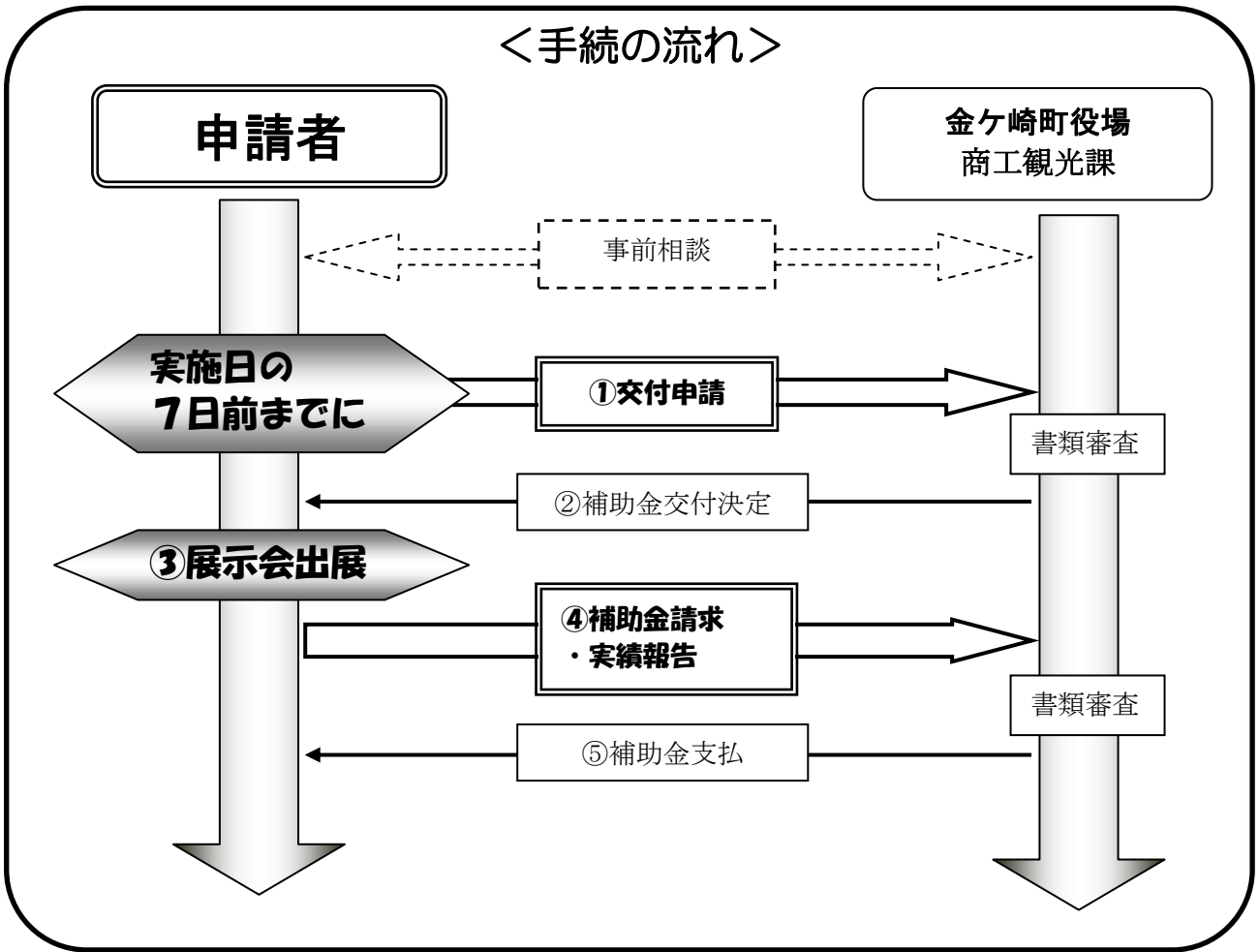


＜手続の流れ＞



事業の流れ	手続きの内容等
事前相談	◇補助対象となるか？どのような手続きが必要か？ 等、当該事業に関する疑問点等に対して、随時相談に応じます。
①助成申請（申請者）	◇ 事業実施の7日前までに 、町担当課（商工観光課）に申請書を提出します。 ◇補助金申請書（様式第1号） ・事業計画書 ・展示会の開催要領 ・展示会の出展申込書の写し ・その他町長が必要と認める書類
②交付決定通知（町）	◇商工観光課で内容審査後、交付（不交付）決定通知します。
③展示会出展	
④補助金請求・実績報告	◇事業完了後30日以内に、町担当課（商工観光課）に請求書を提出します。 ◇補助金請求書（様式第6号） ・事業実績書 ・実施状況を撮影した写真 ・補助対象経費の領収書の写し ・その他町長が必要と認める書類
⑤補助金支払（町）	◇商工観光課で内容審査後、請求書に記載の口座に振り込みします。